

## 次期計画策定における基本事項の仮説 (各項目詳細)

区分	現行計画	次期計画(仮説)	備考
1 根拠	次世代育成支援対策推進法第8条第1項	子ども・子育て支援法第61条第1項	
2 計画期間	平成22年度～平成26年度	平成27年度～平成31年度(5年間)	
3 対象	本計画の基本理念は、「子どもの成長」と「子育て」を地域社会で支えあう“まちづくり”であることから、子どもから高齢者まで、すべての市民を対象とします。なお、本計画における「子ども」とは、18歳未満のすべての子どもを基本とします。	本計画の基本理念を踏まえ、子どもから高齢者まで、すべての市民を対象とします。なお、本計画における「子ども」とは、18歳未満のすべての子どもを基本とします。また、「若者」とは、子ども・若者育成支援推進法の趣旨を踏まえ、概ね40歳未満の者を対象とします。	・本計画には、「子ども・若者計画」が含まれており、若者の自立支援のための施策を掲載していることから、対象となる範囲を明確にしたもの。
4 位置付け	本計画は北九州市の子どもの健全育成や子育て支援の基本的方向及び具体的な取り組みを示すものであり、地域社会を構成する「家庭」「地域」「学校」「企業」「行政」が自らの役割を認識し、一体となって取り組みを進めるための指針となるものです。	同左	
5 基本理念	「子どもの成長」と「子育て」を地域社会で支え合う“まちづくり”～「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指して～	すべての子どもの「健やかな成長」と「子育て」を地域社会で支え合う“まちづくり”～「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指して～	・市基本計画の見直しにおいて「子育て・教育日本一を実感できるまち」の変更はなく、現行の理念をベースに検討。(市基本計画P6、P22、P50)
(説明)	家庭や地域、学校、企業、行政といった地域社会全体の子育て力を高め、子どもが健やかに成長し、市民一人ひとりが家庭を持つことや子どもを生き育てることの喜びを実感できる「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指します。	家庭や地域、学校、企業、行政といった地域社会全体の子育て力を高め、すべての子どもが健やかに成長し、市民一人ひとりが家庭を持つことや子どもを生き育てることの喜びを実感できる「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指します。	・基本指針の中に、すべての子どもが対象であることや社会のあらゆる分野における構成員の責務・役割の記載を踏まえ、微修正。(P3、P8)

区分	現行計画	次期計画(仮説)	備考
6 視点	4つの視点	5つの視点	
視点-1	子どもの視点	同左	・基本指針の中に、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すことや、子育てに関する記載を踏まえ修正。(P3、P4) ・視点の並び順を、「子ども」から「親」、「社会」へと変更。
(説明)	子どもの健全育成や子育て支援の推進に当たっては、子どもの権利を擁護し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重するように配慮する必要があります。 また、子どもを育てられる立場から自ら育つ主体と捉え、子ども自身が生きている実感や自己肯定感を持ちながら、思いやりの心や自立のための力を育ていけるよう、家庭、地域、学校等における生活のあらゆる場面で子どもの健全な成長を促進する「子育て」の視点が必要です。	子育て支援の推進に当たっては、子どもの権利を擁護し、子どもの幸せを第一に考え、「 <u>子どもの最善の利益</u> 」が実現されるよう配慮する必要があります。 また、 <u>子どもは能動的に育つ主体であり、子ども自身が生きている実感や自己肯定感を持ちながら、思いやりの心や自立のための力を育ていけるよう、家庭、地域、学校等における生活のあらゆる場面で子どもの健全な成長を促す視点</u> が重要です。	
視点-2	地域社会全体で支援する視点	前視点3／子どもの成長を支える視点	・「次世代の親づくり」とは、子どもがそれぞれの発達段階において健やかに成長した結果であり、子どもが生まれてから自立するまで幅広く成長を支えるという考えから、視点名を変更。 ・基本指針の中に、子育てに関する記載を踏まえ修正。(P4)
(説明)	子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にありますが、子育ては次代の担い手を育成する営みであるとの観点から、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していく必要があります。このため、地域社会を構成する家庭、地域、学校、企業、行政が力を合わせて子どもと子育て家庭を支える「 <u>子育て支援型社会</u> 」の実現に向けた取り組みが必要です。 また、子育ては男女が協力して行うべきものであることから、男女が互いにその人権を尊重しつつその責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「 <u>男女共同参画社会</u> 」の実現を図る視点も重要です。	<u>子どもは、段階を経ながら成長し、自立し、次代の親となり、未来を創る存在です。乳幼児期には、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われます。学童期には、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、著しく心身も成長します。青年期には、より一層の自我意識・社会的意識が発達し、自立に向けた準備が整う時期です。このように、長期的な視野に立ち、それぞれの時期に応じた確かな成長を支えるための支援が必要です。</u>	
視点-3	次代の親づくりの視点	新規／親の成長を支える視点	・基本指針の中に、子ども・子育て支援の意義や親の成長支援という記載を踏まえ修正。(P6)
(説明)	子どもは次代の親となるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。	<u>子育てとは、保護者にとって、日々成長する子どもの姿を見ながら、喜びを直接感じることができる行為です。それは同時に、親として成長する過程でもあり、自己肯定感を持ちながら、子どもと向き合うことが生きがいへとつながるものです。子育て支援を行う者は、保護者が子育ての責任を果たし、その権利を享受することの重要性を踏まえ、保護者に寄り添い支援していくことが大切です。</u>	
視点-4	すべての子どもと家庭への視点	同左	・基本指針の中に、法は障害、疾病、虐待、貧困等社会的な支援の必要性が高い子どもを含めすべての子どもや家庭を対象とするとの記載あり。(P3)
(説明)	仕事と子育ての両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと子育て家庭を支援するという視点から計画を推進します。特に社会的養護を必要とする子ども、ひとり親家庭、障害のある子ども、児童虐待など特別な支援を要する家庭への支援について充実します。	子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと子育て家庭を支援し、 <u>一人ひとりの子どもの健やかな成長を等しく保障することを目指すという考えの下、計画を推進します。特に社会的養護を必要とする子ども、ひとり親家庭、障害や疾病のある子ども、児童虐待、貧困など特別な支援を要する家庭への支援について充実します。</u>	
視点-5	—	前視点2／地域社会全体で支援する視点	・語句、文章の整理。 ・基本指針の中に、社会のすべての構成員が子ども・子育て支援の重要性に対し理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要との記載を踏まえ修正。(P3)
(説明)	—	子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にありますが、子育ては次代の担い手を育成する営みであるとの観点から、地域社会全体で支えていく必要があります。 <u>地域社会を構成する家庭、地域、学校、企業、行政が子ども・子育て支援の重要性の理解を深め、力を合わせて、子どもと子育て家庭を支える「子育て支援型社会」の実現に向けた取り組みが必要です。</u> また、子育ては男女が協力して行うべきものです。男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「 <u>男女共同参画社会</u> 」の実現を図る視点も重要です。	

区分	現行計画	次期計画(仮説)	備考
7 政策分野	4つの政策分野	同左	
分野-1	1. 仕事と子育ての両立支援	前分野2/安心して生み育てることができる環境づくり	・人のライフステージにあわせ、政策分野の並び順を変更。 ・仕事と子育ての両立支援(働き方の見直し)を移動。
(施策)	(1)働き方の見直し (2)保育サービス (3)放課後児童クラブ	(前4)母子保健 (前5)母子医療 (前6)子育ての悩みや不安への対応 (前1)仕事と子育ての両立支援	
分野-2	2. 安心して生み育てることができる環境づくり	前分野1/子どもの育ちを支える幼児教育や保育の提供	・質の高い幼児期の学校教育・保育を提供する政策分野を設定。 ・就学前教育(幼稚園・認定こども園)を移動。 ・放課後児童クラブを、「子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり」に移動。 ・働き方の見直しの名称を「仕事と子育ての両立支援」に変更し、政策分野「安心して生み育てることができる環境づくり」に移動。
(施策)	(4)母子保健 (5)母子医療 (6)子育ての悩みや不安への対応	(前7)就学前教育(幼稚園・認定こども園) (前2)保育	
分野-3	3. 子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり	同左	・就学前教育(幼稚園・認定こども園)を、「子どもの育ちを支える幼児教育や保育の提供」に移動。 ・放課後児童クラブを移動。
(施策)	(7)就学前教育 (8)青少年の健全育成 (9)若者の自立支援 (10)家庭の教育力の向上 (11)安全・安心なまちづくり	(前3)放課後児童クラブ (前8)青少年の健全育成 (前9)若者の自立支援 (前10)家庭の教育力の向上 (前11)安全・安心なまちづくり	
分野-4	4. 特別な支援を要する子どもや家庭への支援	同左	
(施策)	(12)社会的養護が必要な子どもへの支援 (13)ひとり親家庭への支援 (14)児童虐待への対応 (15)障害のある子どもへの支援	同左	
8 市町村子ども・子育て支援事業計画	—	北九州市子ども・子育て支援事業計画	
(内容)	—	【必須記載事項】 ○教育・保育提供区域の設定 ○各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ○各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ○子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供、体制の確保の内容 【任意記載事項】 ○産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保 ○子どもに関する専門的知識や技術を要する支援に関する県が行う施策との連携 ○労働者の職業生活と家庭生活を両立するための雇用環境整備に関する施策と連携 ※ 事業の再掲あり	・子ども・子育て支援事業計画を分かりやすくするために、別に記載する。ただし、再掲あり。